

種々懸ハチハイヤ

スルヲハイヤ 財産管理ノ組合ハ大會又ハ臨時總會ノ求

キ實代ノ存セタル組合ハ本組合ニ付代辦ノ權立聯合ニ歸ス

ハ聯合員三百人以上ニシテ支店二階以上ニシテ存セタル者ハ

(一) 其ノ預備金業ノ預備金業限聯合ニ付聯合ハ同一新業ニ關ス

ハ本聯合ニ付代辦スルヲイヤ

キ預備金業限聯合ノ支店外工場公會ニ付實代ノ存セタル組合

第六款(一)同一編組ニ付同新業ニ對準スル聯合員ニシテ預備金ハ

合員無ク業章ニ添ヘテ本協又ハ預備支店ニ申込ムヘシ

第七款 本協合員ニシテ儲蓄セシムル者ハ其ノ理由ニ因テ協

トヤ

(二) 協員ノ申込ニ據シ本協ハ應答ハシ聯合員無ク業章ニ添ヘテ

金ハ聯合費登ヤ目代以テ添ヘテ本協又ハ支店ニ申込ムヘ

財團法人協調會大阪支所

第七條 本組合ニシテ左ノ各項ニ該當スル者ハ大會又ハ執行委員會

ニ於テ出席者三分ノ二以上ノ決議ヲ以テ除名スルコトヲ得

但シ執行委員ノ除名處分ニ不服ノ者ハ大會ニ控訴スルコ

トヲ得費用ハ本協財源ヨリ

(一) 組合費三ヶ月分以上ノ滞納者

(二) 規約及決議ニ違反シタル者

(三) 組合ノ統制ヲ紊ス者

第二節 支部

第八條 (一) 支部ハ同一地域内ニ於テ二工場分會場以上ニシテ組合員三

十名以上ニ達シタル場合ハ支部ヲ組織スルモノトス

(二) 支部組織ノ定員ニ達セサル場合ノ組合員ハ本部ニ直屬シ組

織部ノ統制ヲ受ケルモノトス

第九條 支部ヲ組織セントスル場合ハ支部内規及役員ノ名簿ヲ本部

長ニ提出シ承認ヲ經ルモノトス